

☆入院基本料

入院患者数120人の療養病棟で、療養病棟入院基本料の入院料1を算定している病院です。

「病棟では、1日に18人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1日18人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は8人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は40人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

I 病棟(2階)

「当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は8人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は40人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

II 病棟(3階)

「当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は8人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は40人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

III 病棟(4階)

「当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1日6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は8人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たり受け持ち数は40人以内です。看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

* 当病院においては、患者様負担による『付添い看護』は認められていません。

☆入院時食事療養・生活療養について

- ・当院では入院時食事療養(Ⅰ)を算定しており、適時(夕食は18時以降)・適温の食事を提供しています。
- ・入院時食事療養・生活療養に係る費用については、食費として1食につき定額の標準負担額(550円) 居住費として1日に付き定額の標準負担額(430円)をお支払い頂きます。なお減額認定を受けておられる方は、窓口に『認定証』を提示してください。
- ・各病棟に食堂を配置し、食堂に於ける食事が可能な患者様については、食堂に於いて食事を提供するよう努めております。

入院時食事療養費・生活療養費

入院中は『食事・生活療養費負担額』をお支払いいただくことになっております。

【入院時食事療養費標準負担額】70歳未満の者(後期高齢者医療を受ける者を除く)

上位・一般所得者	現役並・一般所得者		550円/食
		難病患者等	330円/食
住民税非課税者	低所得者Ⅱ	90日以内	270円/食
		90日超	220円/食
	低所得者Ⅰ		130円/食

【入院時生活療養費標準負担額】65歳以上70歳未満(後期高齢者医療を受ける者を除く)

		食事(食)		居住費(日)	
一般所得者		550円	430円		
	難病患者	330円	0円		
70歳未満の低所得者又は70歳以上の低所得者Ⅱ	医療区分2・3又は難病患者	90日以内	270円	430円	
		90日超	220円		
	医療区分1	270円	430円		
70歳以上の低所得者Ⅰ	医療区分2・3	130円	430円		
	医療区分1	160円	430円		
	又は難病患者	130円	0円		
老人福祉年金受給者、境界層該当者		130円	0円		

* 居住費とは光熱水費のことをいう。